

平成28年西東京市教育委員会第4回臨時会会議録

- 1 日 時 平成28年12月19日（月）
開会 午前10時06分 閉会 午前10時20分
- 2 場 所 保谷庁舎 別棟A・B会議室
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 教 育 長 職 務 代 理 者 宮 田 清 藏
委 員 森 本 寛 子
委 員 高 橋 ますみ
委 員 米 森 修 一
委 員 木 村 俊 二
- 5 欠 席 者 教 育 長 前 田 哲
- 6 出席職員 教 育 部 長 手 塚 光 利
教 育 部 特 命 担 当 部 長 南 里 由 美 子
教 育 企 画 課 長 早 川 礼 成
教 育 部 副 参 与 兼 学 校 運 営 課 長 等々力 優
教 育 指 導 課 長 田 中 稔
統 括 指 導 主 事 福 田 忠 春
教 育 部 副 参 与 兼 教 育 支 援 課 長 渡 部 昭 司
社 会 教 育 課 長 岡 本 範 子
公 民 館 長 大 橋 一 浩
教 育 部 副 参 与 兼 図 書 館 長 奈 良 登 喜 江
- 7 事 務 局 教 育 企 画 課 企 画 調 整 係 長 倉 本 直 子
教 育 企 画 課 企 画 調 整 係 主 査 和 田 克 弘
- 8 傍 聴 人 1 人

平成28年西東京市教育委員会第4回臨時会議事日程

日 時 平成28年12月19日（月）午前10時から
場 所 保谷庁舎 別棟A・B会議室

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 議案第43号 西東京市教育委員会教育長の辞職の同意について

西東京市教育委員会会議録

平成28年第4回臨時会
(12月19日)

午 前 10 時 06 分 開 会

議事の経過

○宮田教育長職務代理者 ただいまから平成28年西東京市教育委員会第4回臨時会を開会いたします。

本日の会議は、前田教育長が欠席のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により、教育長職務代理者であります、私が会議を進めますので御協力のほどよろしくお願いいたします。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。本日は木村委員にお願いしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○宮田教育長職務代理者 それでは、本日は木村委員にお願いいたします。

○宮田教育長職務代理者 日程第2 議案第43号 西東京市教育委員会教育長の辞職の同意について、を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○手塚教育部長 議案第43号 西東京市教育委員会教育長の辞職の同意についての提案理由を説明申し上げます。

前田哲西東京市教育委員会教育長から、市長及び教育委員会の同意を得た日をもって、教育長を辞職したい旨の申出が平成28年12月16日付でありました。

よって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第10条の規定に基づき、西東京市教育委員会の同意を得るため、本臨時会に提案するものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○宮田教育長職務代理者 説明が終わりました。質疑を受けます。

○高橋委員 辞職の理由は何でしょう。

○手塚教育部長 一身上の都合とのことでございます。

○米森委員 我々も突然でびっくりしています。この時期に一身上の都合でおやめになるというのですが、これ以外に知り得ることがあれば教えてください。

○手塚教育部長 一身上の都合とのことでございます。

○森本委員 今日から教育長が不在ということになるのですか。

○手塚教育部長 法律では、「教育長及び委員は、地方公共団体の長及び教育委員会の同意を得て、辞職することができる」となっております。

教育委員会においては、本日、同意をいただければ、本日が同意した日となります。市長及び教育委員会の同意が得られた日が辞職日となります。

○森本委員 市長はもう同意をしているのですか。

○手塚教育部長 現時点では確認されておられません。

○森本委員 急なので事情が分かりません。我々が覆すことはできないということでしょうが、パワーハラスメントの疑惑については明らかにしてもらいたいです。

○手塚教育部長 御意見承りました。

○森本委員 できるだけ早く新しい教育長に就任していただきたいです。

- 木村委員 教育委員会と市長の同意を得られた日ということですが、スケジュールはどうなりますか。
- 手塚教育部長 市長が同意したかどうかは知り得ておりません。
- 宮田教育長職務代理者 市長が同意したと仮定してスケジュールを示していただきたいです。辞職の手続はどうなるのですか。
- 手塚教育部長 市長が同意をした日については先ほど申し上げた通り、現時点では確認されておりませんが、その同意を持って、正式に辞職が認められることとなります。その後は所定の手続きに従って進めてまいります。
- 木村委員 今の教育委員会の状態について、本日は教育長は欠席していますが、市長の同意が得られるまでは在任することとなりますか。
- 手塚教育部長 その通りでございます。
- 木村委員 今、森本委員からもあったとおり、教育長が不在の状態になることは大変残念に思います。今後教育長の不在の問題も含めて、教育委員会の当面の体制についてお聞かせ願いたいです。
- 手塚教育部長 教育長の辞職以降、次の教育長が就任するまでの間は、教育長の職務代理者として、宮田教育長職務代理者に、教育委員会を代表していただきます。法律では「教育長は、委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員に委任することができる」となっておりますので、宮田教育長職務代理者の代わりに、事務執行については職員が行うことになります。通例として、教育部長が受任者となります。
- 高橋委員 教育長が任期の途中で一身上の都合でお辞めになることは本当に残念なことであります。全国的に教育行政に課題が多い中で、このようなことが起こると、一番心配なのは学校現場や子どもたちのことです。何より子どもたちに負担がかからないよう、混乱がないよう、出来るだけ早く後任を決めて頂きたいと思います。
- 手塚教育部長 御指摘のような混乱がないよう努めてまいります。
- 木村委員 市長の同意を含めて、辞職が決定した時、是非学校の校長をはじめとした先生方に動揺や負担を少なくするよう、丁寧な対応をお願いしたいです。
- 米森委員 私からもお願いとして。教育長不在の期間は短くして頂きたいです。現場の負担がないように最大限注意していただきたいと思います。
- 宮田教育長職務代理者 ほかに質疑はありませんか。質疑を終結します。人事に関する案件ですので、討論を省略します。これより、議案第43号 西東京市教育委員会教育長の辞職の同意について、を採決します。原案に賛成の方の挙手をお願いします。
〔賛成者挙手〕
全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。
- 宮田教育長職務代理者 以上をもちまして平成28年西東京市教育委員会第4回臨時会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午 前 10 時 20 分 閉 会

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会教育長

署 名 委 員